

文教委員会資料

【「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について」】

資料1 【概要版】教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について【令和2年度】

資料2 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について【令和2年度】

資料3 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針改定に向けた基本的な考え方

参考資料 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針(平成31年2月)

令和3年8月31日
教育委員会事務局

【概要版】

教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について【令和2年度】

川崎市教育委員会では、平成31年2月に策定した「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」（以下「方針」という。）に基づき、教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務を遂行できるように、また、業務の役割分担・適正化を着実に進め、授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できる環境を整備するなどの取組を推進しています。

1 当面の目標に対する状況

正規の勤務時間を超える在校等時間が1か月当たり80時間を超える教職員をゼロにする
とともに、45時間を超える教職員を減少させていく

表1【1か月当たりの時間外在校等時間が45時間/80時間を超える教職員の割合】(校種別)

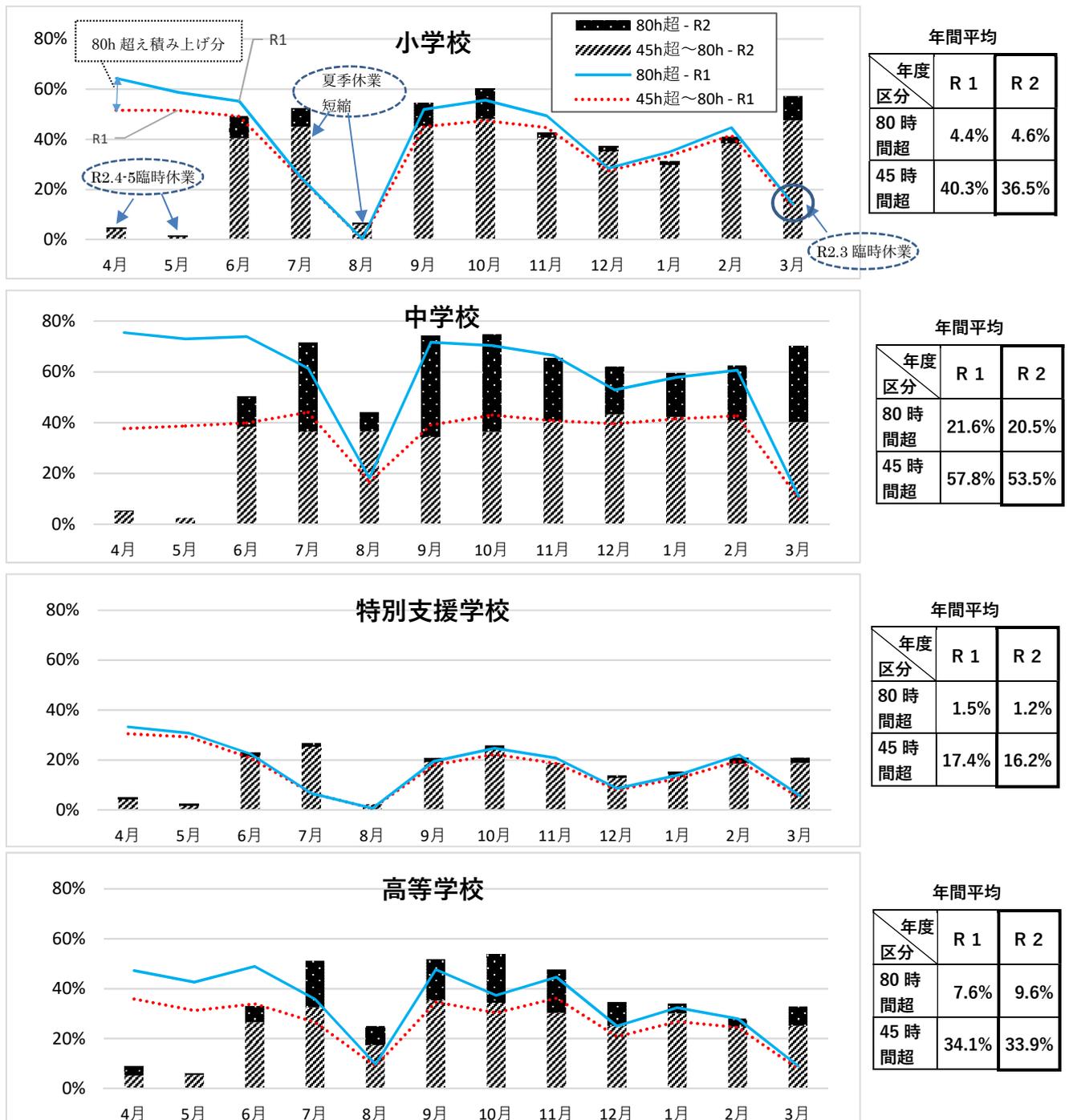
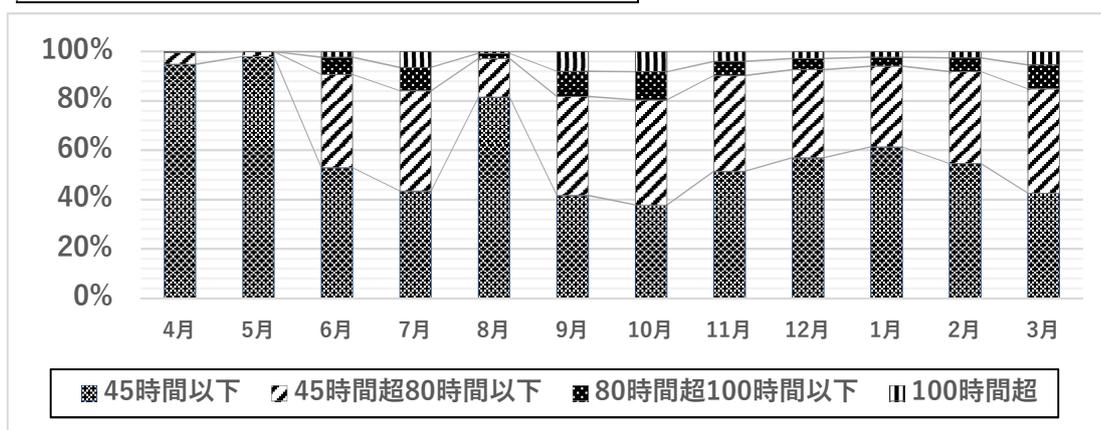
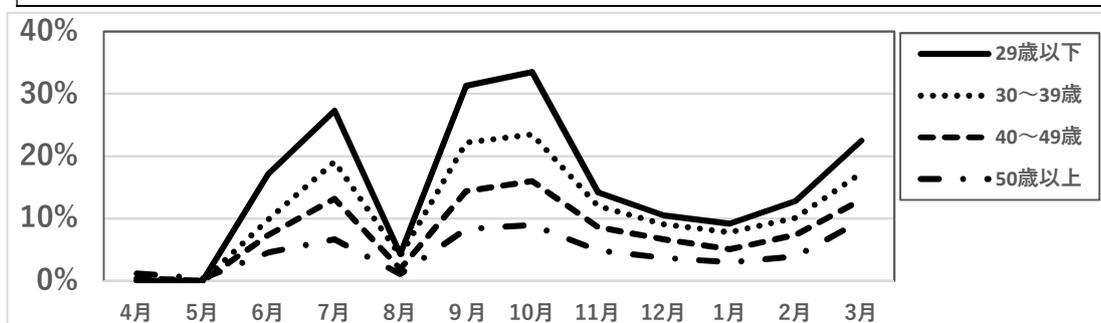


表2【時間外在校等時間数ごとの教職員の割合】



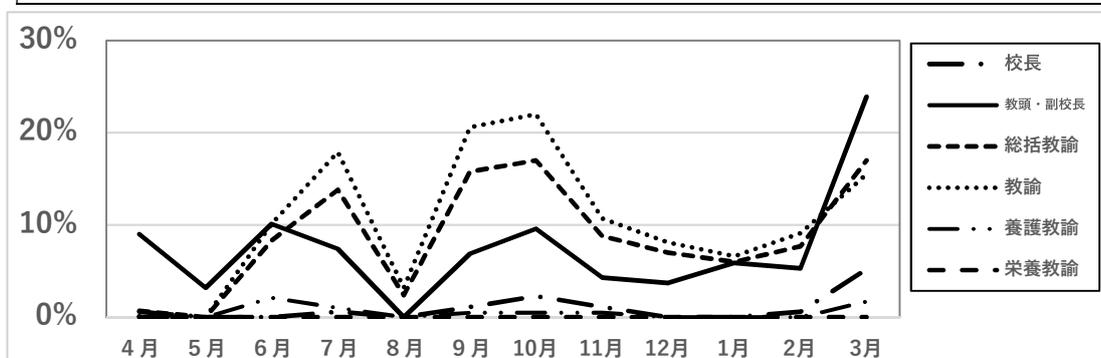
年間平均		
年度区分	R 1	R 2
80時間超	9.5%	9.4%
45時間超	43.7%	40.2%

表3【1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える教職員の割合】(年代別)



年間平均	
29歳以下	15.2%
30~39歳	11.2%
40~49歳	7.8%
50歳以上	4.7%

表4【1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える教職員の割合】(職名別)



年間平均	
校長	1.0%
教頭等	7.4%
総括教諭	8.7%
教諭	10.3%
養護教諭	0.5%
栄養教諭	-

2 現状の考察

- ◆ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、**学校の臨時休業の実施や夏季休業期間の短縮**をはじめ、児童生徒や本人の感染対策の実施、コロナ禍における様々な学校行事への対応など、教職員の働き方に大きな影響が出ました。
- ◆ 平成31年4月からICカードを活用した教職員の出退勤管理を開始し、年度比較ができるようになりましたが、**上記のような状況下のため**、方針に基づく取組の成果としての**時間外在校等時間の比較は困難な状況**です。
- ◆ 学校からは、これまで実施してきた様々な取組により、本来業務に専念できる時間が増え、児童生徒一人ひとりに、より向き合うことができるようになった等の意見も多く寄せられており、**定性的な効果は上がってきていると考えています。**

- ◆ 1か月当たりの時間外在校等時間が 80 時間を超える教職員の割合は、年間平均で 9.4%となっており、令和元年度の 9.5%からわずかに減少しましたが、目標の達成に向けて更なる取組が必要です。校種別で見ると、部活動が盛んな中学校の教職員の割合が 20.5%と最も高く、それに次ぐ高等学校の 9.6%を大きく上回っています。
- ◆ 1か月当たりの時間外在校等時間が 45 時間を超える教職員の割合は、年間平均で 40.2%となっており、令和元年度の 43.7%から減少しました。

3 令和 2 年度の取組について

- ◆ 学校における課題を踏まえ、できることから速やかに実行をするため、方針では3つの視点を柱として多くの教職員が有しているやりがいを大切にしながら、総合的に取組を進めています。

取組項目	令和 2 年度の主な取組	令和 3 年度の主な取組予定
視点 1 学校における業務改善・支援体制の整備		
1 各学校における業務改善の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の業務改善推進校の取組事例集を各学校へ配布 ・<u>中学校 3 校を「業務改善推進校」に指定し、専門的知見を活用した業務改善を推進</u> ・特別支援学校スクールバスの増車により、学校管理職の早朝勤務を軽減 ・学校へのモバイル端末導入により、教職員の時間的制約を軽減 ・欠席連絡の ICT 活用による電話対応業務の負担軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校スクールバスの GPS による位置情報管理システムの導入 (R3.4~) ・学校等ウェブサイトへの CMS 導入 (R3.4~) ・小学校 14 校、中学校 7 校で、専門的知見を活用し、課題分析・可視化を行い、業務改善を支援
2 学校給食費の管理のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度からの<u>学校給食費の公会計化導入</u>に向けた準備(給食費徴収システムの構築、保護者への周知、業務整理及びマニュアル作成など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校給食費の公会計の実施</u> (R3.4~)
3 就学援助事務のシステム化	<ul style="list-style-type: none"> ・システムにより出力した申請書を、市立小中学校へ入学予定又は在籍する世帯へ直接郵送するとともに、学校口座だけでなく保護者口座への直接振込を可能としたことによる学校対応作業の負担軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校説明会を実施し、特に学校給食費公会計化に伴う学校給食費の扱いについて、変更点を周知
4 地域住民等との更なる連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会設置学校(コミュニティ・スクール)の拡充(<u>令和 2 年度実施校 21 校</u>) ・地域と学校の連携体制を構築するため、<u>地域教育ネットワーク推進会議</u>を開催(年 3 回) ・学校と地域をつなぐ役割を担う、地域教育コーディネーターの設置に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区“連携型”学校運営協議会の設置 ・(<u>令和 3 年度新規予定実施校 7 校 計 28 校</u>) ・地域教育コーディネーターの配置拡充
5 校務の情報化の更なる推進	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>新校務支援システム稼働</u> ・ヘルプデスク、動画マニュアルにより操作方法の学校へのサポートを実施 ・教務主任向け実機研修の実施 ・システム更改に伴い追加された新たな帳票等の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプデスクとの連携による、各種マニュアルの制作及び提供 ・中学校における学習指導要領の制度変更に伴う帳票等の更改

取組項目	令和2年度の主な取組	令和3年度の主な取組予定
6 研修体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大により集合型研修が実施できなかったため、e-ラーニングや動画配信、ウェブ会議システムなど ICT を積極的に活用し、教員が所属校において研修を受けられる形態により実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の質を維持しながら、研修内容に応じ、従来型の集合型研修と ICT を活用したオンライン研修とを組み合わせ実施
7 調査業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内共有ファイルサーバを用いた照会回答業務について、業務に関わる全教職員に参与権限を付与 ・庁内共有ファイルサーバの運用を見直し、文書の保管方法等について、各所属及び学校に周知 ・教育委員会事務局から学校へ定例的に発出する調査等の見直しを実施（調査の廃止4件、統合8件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内共有ファイルサーバの効果的な運用について引き続き検討 ・学校ごとのローカルフォルダの活用方法等について、学校に周知
8 留守番電話の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・市立中学校 52 校及びはるひ野小学校へ設置（小学校、中学校及び特別支援学校全校に設置完了） 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間外における留守番電話による対応を引き続き継続
視点2 チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保		
1 教職員配置の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校において、学級担任の持ちコマ数を軽減し、教育の質の向上を図ることを目的として、各学校の実情に応じて指導方法工夫改善対応教員の一部を専科指導担当教員へ振り替えて配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課題に対応した加配定数の拡充や効果的な活用、学校の実情に沿った教職員配置の工夫を継続して実施
2 学校事務職員の能力活用	<ul style="list-style-type: none"> ・学校業務相互支援事業により、学校事務職員の知識・技能等の向上を促進 ・国の加配定数を活用して、相互支援組織の運営及び業務を総括する地区代表者を相互支援拠点校に配置 ・学校事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参画できるよう、効率的・効果的な執行体制について課題を整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、学校業務相互支援事業を実施 ・学校事務職員の質の向上や、事務機能の強化、連携・分担できる業務、果たすべき役割、学校間における職務内容の標準化に向けた執行体制等について検討
3 教職員事務支援員の配置拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・国の補正予算を活用し、全ての小中学校に、教職員事務支援員又は同様の業務を担う障害者就業員を配置し、教員の負担軽減を図る体制を整備 ・事業効果を十分に発揮できるよう、「教職員事務支援員活用事例集」を作成し、各学校へ周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全ての小中学校で教員の負担軽減を図る体制整備を継続
4 部活動指導員の配置拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校 22 校に配置し、効果検証を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校全校に配置予定 ・月額報酬から時間額報酬への変更による人材確保策の実施
5 専門スタッフの効果的な配置の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手の配置拡充（12名増員し、113名配置） ・学校司書の配置拡充（7名増員し、42名配置） ・理科支援員を小学校全校に継続配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手が、教員の負担を軽減し、効果的なチーム・ティーチングにつながるよう、更なる研修の充実 ・学校司書の配置拡充
6 法律相談体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談弁護士（会計年度任用職員（週1日フルタイム勤務））を任用 ・いじめ事案及び学校事故事案についての研修など、教職員を対象とした研修を2回実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、弁護士の任用を継続

取組項目	令和2年度の主な取組	令和3年度の主な取組予定
視点3 働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進		
1 教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>働き方・仕事の進め方改革だより</u>」を発行し、教職員の時間外勤務の状況、事務局が実施している働き方改革の取組、学校の業務改善事例を紹介 ・保護者や地域の方々に関係の深い働き方改革の取組について、チラシ配布や教育だよりかわさきへの掲載により周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の意識改革につながる研修の実施 ・学校評価への働き方改革に関する項目設定 ・学校の重点目標や経営方針への働き方改革の明文化 ・働き方改革の観点を踏まえた人事評価の実施 ・退校時刻を意識する取組
2 出退勤時間の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の改正及び「川崎市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則」の制定 ・時間外勤務時間が上限時間等を超えた場合の事後検証に向けて、記録の作成を各校長へ依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に上限時間を超えた教育職員の事後的な検証を実施 ・教育職員及び管理職が時間外在校等時間をリアルタイムで把握・管理できるよう職員情報システムを改修
3 学校閉庁日の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>高等学校も対象校とし、冬季休業中も実施</u> (令和2年8月12日～14日、12月28日及び令和3年1月4日の5日間で実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、夏季・冬季休業中に、年間5日間に実施
4 部活動指導に係る方針の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市立学校の部活動に係る方針」の遵守について周知徹底を図るとともに、各学校において保護者説明会等を開催し、方針への理解を深める取組を実施 ・全中学校を対象にフォローアップ調査を実施し、学校現場の実態を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き保護者への周知を実施 ・国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の動向に注視しながら、取組を推進
5 ヘルスリテラシー向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間勤務者への巡回による産業医面接を開始 ・保健相談員による学校への巡回相談を開始(71校) ・「管理職のためのメンタルヘルス対策の手引」「メンタルヘルス不調による長期療養中の手引～教職員用～」の作成と活用のための周知を校長研修で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスリテラシー向上の取組と健康障害防止対策並びにメンタルヘルス対策の推進 ・相談しやすい体制の強化・推進(産業医による巡回面接・タブレットを活用した遠隔面接など)

4 今後の取組について

- ◆ 引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るとともに、GIGA スクール構想の推進への対応等が求められる中で、目標を達成するためには、これまで取り組んできた業務改善や支援体制の整備、人員体制の確保等による教職員の負担軽減策に併せて、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革など様々な取組が必要です。
- ◆ 教職員が心身共に健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務を遂行できるようにするため、業務の役割分担及び適正化を着実にを行い、本来的な業務に一層専念できる環境を整えていくとともに、時間外在校等時間の縮減に向けた意識の醸成に取り組んでまいります。